

輪島市監査公表第 10 号

輪島市長より、平成23年1月24日付け発輪監査第264号の  
監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方  
自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年2月22日

輪島市監査委員 向 憲龍

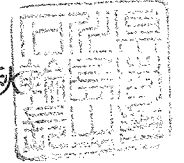
輪島市監査委員 坂下 幸雄



発農第 1 1 4 3 号  
平成 2 3 年 2 月 1 5 日

輪島市監査委員 向 憲龍 様  
輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

農林水産課

監査執行年月日

平成22年11月25日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①収入未済額について</p> <p>国営農地開発事業分担金（過年度分）の納入に関しては、相当な努力をされて取り組んでいるとの説明を受けたが、対象者はますます高齢となり困難を極めることとなる。きちんとした納入計画に基づき、相続者の協力を得て毎月の納入に繋がっていくようにしていただきたい。また、高齢者等肉用牛飼育貸付金元利についても同様に、収入未済額が減少するようお願いする。</p>	<p>収入未済額については、債務者ごとに詳細に調査を行い、場合によっては、相続権者も含めて協議し納入計画を立て、滞納処分も含め対応していきたい。</p>	<p>措置方針等済</p>
<p>②補助金の執行について</p> <p>各種補助事業については、最終的に補助金がなくても自立できるように応援し、新たに支援を求める事業に対しては、その申請を精査することが重要である。また、実績報告書は、最後まで責任を持って内容確認することを徹底していただきたい。</p>	<p>補助金については、その目的に応じて数年ごとに見直し、自立を目指すものについては、サンセット方式などで対応し自立を促していきたい。</p> <p>また、実績報告書はしっかりと精査し不明な点は再度聴き取りを行うなどして内容確認を行うよう対応する。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>③職員の時間外勤務について</p> <p>職員の勤務状況については、一部職員に時間外勤務の増加や偏りのないよう、課内の職務分担や応援態勢を整え、職員間の均衡を保つように検討をお願いする。</p>	<p>各職員の職務の状況を把握し、職員相互に協力しながら職務を行うことにより、一部の職員に過重に負担がでないようにするだけでなく全体として時間外勤務を削減していきたい。</p>	<p>措置方針等</p>